

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	13-3
処分の種類	食鳥処理業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任命令			
根拠法令条例等・条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第13条			
処分の概要	食鳥処理事業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第13条</p> <p>第13条 都道府県知事は、食鳥処理衛生管理者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて当該食鳥処理衛生管理者に引き続きその職務を行わせることが適切でないと認めるときは、食鳥処理業者に対し、その解任を命ずることができる。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>二 前条第2項に規定する職務を怠ったとき。</p> <p>三 第15条第7項の規定による確認に係る事項が同項の厚生労働省で定める基準に適合していなかったとき。</p>			
基準の制定根拠	—			